

平成 14 年 第 4 回

高森町議会 8 月臨時会会議録

平成 14 年 8 月 8 日 開会



高 森 町 議 会

8 月 8 日 (木)

平成14年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成14年8月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 佐伯 金也君

11番 杉永 竹範君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成14年8月8日

至 平成14年8月8日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
8月8日（木）	本会議	

日程第3 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

（高森町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第45号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第46号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第47号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第49号 工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番 野 中 謙 三 君

2 番 甲 斐 廣 國 君

3 番 後 藤 和 昭 君

4 番 甲 斐 正 一 君

5 番 藤 本 正 一 君

6 番 相 馬 俊 行 君

7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 檜 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 (兼草部出張所長)	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君
行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君	財 政 係 長	河 崎 み ゆ き 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	色 見 隆 夫 君	議 会 事 務 局 係 長	佐 藤 幸 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

第4回高森町議会臨時会を招集いたしましたところ、猛暑の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、開催いたしました7月4日からの湧水七夕祭り、また野尻のヤマメ祭り、郡人権大会等など、各行事並びに町村合併問題研修会、郡議会議員研修会と、大変ご苦労でございました。

さて、マスコミ等でいろいろと問題視されております8月5日からの住民基本台帳ネットワークにおきましては、何らトラブル等もなく、稼動しておりますが、特に、言われていますように、個人情報の確保については、万全を期するよう課所長会議を開催し、職員に喚起を促したところでございます。また、各住民の11桁の番号通知につきましては、近日中に郵便にて配送する予定でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後に、本日、提案申し上げました議案、承認1件、議案5件につきましては、ご承認ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成14年第4回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 佐伯金也君、11番 杉永竹範君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会は、本日8月8日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第3 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、専第7号で専決しました高森町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、法人町民税について、連結納税の承認を受けた法人に課する法人町民税の法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とするため、地方税法において、所要の規定の整備が行われたことにより改正するものです。

詳細につきましては、比較対照条文のとおりですが、主な内容についてご説明申し上げます。

法人税では、連結納税の承認を受けた場合、親会社と子会社間の税法上の所得合算調整し、法人税額及び連結付加税を算出することができるものですが、法人町民税につきましては、これを適用しないこととするとともに、地方税法及び法人税法の改正に伴い、引用条文を改正したものです。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番です。

税法の改正については、非常に申告者側からしますと、大変複雑、奇々怪々なものがあるわけですが、これ、簡単に申し上げますと、今までどう違ってくるのかということのを例を挙げてでもいいですから、教えていただきたいと思いますが。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 自席から。

法人住民税につきましては、従来は、法人税法そのまま住民税にもってきまして、法人税法に基づく法人税額を課税標準として法人町民税を課税していたわけです。ところが、今回、法人税で連結納税制度ができましたものですから、法人税におきましては、各親会社と子会社間ですね、これを合算して申告するというようなことになるわけです。

したがって、今回の改正をしなければ、高森町の方におきましても、その法人税が、親会社子会社間で合算して申告しますものですから、その課税標準たるものが変わってくるわけです。で、それを除くために今度は地方税法で個別帰属法人税額ですかね、それに基づいて町が課税するというので、本来なら、これをうたわないと、法人税の申告ですね、それで住民税も申告がやってくるわけです。法人税法に基づいて課税するとなっておりますものですから、ですから、法人税で連結納税した場合は、住民税もこの改正を入れなければ、その連結納税制度の方で住民税の申告書が上がってくるわけですね。ですから、今回はそれを除くということで、地方税法の中で連結納税じゃなくて、従来の個別帰属法人税額を変えようと思えますよと、町の場合はですね。県も同じですけど。そういうふうなことにこれで従来の法人税に基づく法令をこれをうたうことによって、従来の課税の仕方をしますよということになるわけです。いいですかね。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 親は親、子は子という関係かね。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） そうです、そうです。

普通は、税法がうたっていますところは、何でも同じなんですけど、所得税に準ずるとか、法人税に準ずるになっているわけですね。今回、法人税に連結納税制度ができたものですから、準ずると、高森町も連結納税制度で申告していただかないとということになるわけですね。準じますから。ですから、今回、この改正をすることによって、それを省くわけですね。ですから、高森町とか、県につきましては、法人町民税とか、県民税につきましては、個別帰属税額で、法人税の計算を適用せず、そのまま個別帰属税額で課税しますよというのが今回の提案です。で、これをうたわなければ、法人ですね、うちの方も調べておりませんが、2、3社ぐらい会社が選択するんですが、該当しはせんだろうかという会社もありますが、そ

ういう場合に、そのまましておけば、連結納税の申告をするところは、子会社の赤字と親会社の黒字ですね、これを埋め合わせて申告でくるわけです。企業としては有利になるわけですね、早く言えば。ところが、市町村の場合は、法人税額は12.3%ですので、そういう赤字になったら、財政に非常に響くわけですね。ですから、従来の個別税額にもっていこうということで、今回の提案なんです。提案というか、そういう内容なんですね。ようございます

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、わかりました。

○議長（児玉國廣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第45号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第4 議案第45号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第45号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

当条例案は、平成14年3月20日、条例第10号をもって色見小、上色見小、高森小を削除する旨、決定があったものでありますが、その後、学校統合準備委員会等の協議を経て、対等合併の原則に乗り、校名を高森中央小学校とすることをご

提案申し上げるものでございます。

どうか、慎重審議の上、決定くださいますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

この改正条例について3点ほどご質問したいと思います。

まず、第1点としまして、平坦部の学校統合がこれでいよいよ来年度からスタートするわけでございますけども、この条例とはちょっと離れるかもしれませんが、草部南部小中学校、そっちの方の統合の方の進み具合、説明、そういったのはどうなっているのが第1点でございます。町村合併に絡みました地域座談会、説明会等が今年の2月ぐらいからありましたけども、その後、半年を経過いたしております。その半年間にどういった形で南部の方の話が進んでおるのか。

第2点目、小学校が統合しますと、当然、上色見、色見体育館等は学校の施設ではなくなりますので、小中学校の施設等の開放に関する条例、ここも改正をする必要があります。そういったのをやはり3月でやればいいという、そういう考えではなくて、やはり今の段階からキチッと改正案を出していただくべきではなかろうかというのが第2点。

3点目、これも附属しますけども、そういった条例改正案を出す場合において、いろんな設置場所等がございます。その順番ですけども、やはり古い方から順番に記載して、新しいのが最後に記載していく、そういったやり方が私は条例を見る場合に非常に見やすいし、わかりやすい、そういうふうに思っております。その条例条規集を見た場合に、その建物の古い方からあれば、歴史がわかる、経緯がわかる、それもやはり条例集、条規集の特徴ではなかろうかと思えますし、さらには、ほかの例を挙げますと、順番が高森全体から見れば、わりかしバラバラな点がございますので、その点を整理していただく必要もあろうかと思えます。保育所の設置にしてもそうですし、これは規則でございますけども、小中学校の入学校指定に関する校区制の問題ですね、これの指定に関する規則でもやはり例規集に上げる順番がバラバラですので、こういったのを高森町としては統一したやり方で地域ごとに回すとか、あるいはそういう工夫が必要ではなかろうかと思えますので、その点、以上、3点についてご質問したいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） おはようございます。お答えいたします。

まず、第1点目の山東部の学校統合の進捗状況についてのお尋ねかというふうに思います。山東部と平坦部ということでは、学校統合についての状況、経緯等が異なっておりまして、教育委員会としましては、まず、平坦部、色見、上色見、高森小の統合に傾注していきたいと、その結果、児童、校区民、町にとって本当によかったという結果を出していききたいと、このことが山東部校区民、住民、児童生徒によい結果を与えていききたいというふうに思っております。

また、もちろん町基本計画に従って、早い時期に統合と考えておりますので、議員の皆様方のご協力、ご支援を賜っていききたいというふうに思っております。

また、関係校の校長先生、それからPTAの役員さん等々の声を今聞いておりまして、特に、中学校の校長先生におかれましては、児童生徒の減少によって困っておるといようなことも聞いておりますし、そういうことも私達の統合に向けての資料として収集をいたしまして、統合についての話し合いのきっかけにもっていききたいと考えているところでございます。

以上で1点目です。

2点目につきまして、跡地の問題の施設が出ましたけれども、今、学校統合についての検討委員会を行っております。あと、1、2回すれば統合に向けての検討委員会が終わるんじゃないかなという考えを持っております。そのあと、跡地についての検討委員会を立ち上げまして、校区住民の方々のいろいろな考えを聞きまして、施設はどうやったらいいかということを話し合っていきたいと思っておりますし、教育委員会の方としましては、残っている施設については、校区の方と相談をしますが、一応社会教育施設というふうなふうに進めていききたいというふうに考えております。

第3点目につきましては、局長の方に答弁をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 条例中の別表の学校名の順番の件だったかと思っております。これは、先だって提案説明にもありましたとおり、3月20日条例第10号をもって、色見小、上色見小、高森小を削除しております。したがって、そこが空欄となっておりますので、便宜上といいますか、慣例上そこを埋めたものがございます。東小につきましても、その例に倣っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） ありがとうございます。

じゃあ、3 番の方からもう一回聞き直しますけども、一つは、条規集をつくる場合において、役場が全体となって統一性を持った作り方をしていただきたいというのが一つでございます。福祉関係で、保育園の順番がバラバラではいかんし、教育委員会との絡みでもバラバラではいかんし、いろんな施設をつくる場合には、やはりきちんとした古い方からやるのか、あるいは地域別にやるのかという、その条規集も一つの町長の考えからすれば、一つの文化財でございますので、誰が見てもわかるように、あるいは20 年後にそれを掘り返した時に、20 年後の方が「ああ、こういう順番で高森は学校をつくっていたんだなというのが、すぐそこでわかるような形で、そういう作り方といますか、そういうのがあれば幸いかなというふうに感じた次第でございます。

あと、体育館の施設については、社会教育施設ということでわかりました。

あと、草部に関して、草部小中の統合に関しては、やはり今、教育長がおっしゃったような話し合いをこの議会だけではなくて、やはり地域の方と話すべき問題ではなかろうかと思えます。半年間、どういう動きがあったかは結果的に報告されませんでしたけども、報告できなかったというふうに解釈はいたしますけども、やはり平坦部が統合になったんじゃ、もう山東部はその以前からの懸案でございますので、すでにそういう話し合いがなされておるのが当然かなと思って質問をさせていただいた次第でございますので、やはり草部に関しても、来年15 年ですけども、やはり15 年、16 年、それぐらいにはもうきっちりと結果が見えるような話し合い、説明していただきたいと思えます。贅沢言うなら、本来ですと、15 年度と一緒に統合するのがベストでございます。総合計画にうたっておりますので、その辺、再度、確認の意味で再質疑ということで答弁いただいて質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 先ほど、教育長答弁のとおりでございますが、今後、PTA、あるいは地域と話し合いを進め、できる限り早めの統合を実施したいと存じております。

○議長（児玉國廣君） 10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） 10 番 佐伯でございます。

もと提案されました時に、対等合併ということで、高森小学校、現在の高森小学校、上色見小学校、下色見小学校の名前をそれぞれなくして、新たな高森中央小学

校ということで設置条例が出されております。そういうふうなご説明でございました。ちなみに、教育長でも結構ですし、事務局長の方にもお尋ねをいたしたいと思うんですが、上色見小学校、下色見小学校それぞれ学校林の取り扱いについてお話し合いがあつておるようでございますが、そうなりますと、高森小学校、現在の高森小学校も学校林を所有しております。別所の堤の上の方にかかなり持っております。羅漢山まで遊歩道までつながった形で持っておるわけでございますが、私どもも長年管理をしてきておりましたし、先人の先輩方達が本当に汗水を流した学校林が高森小学校にもございます。で、統合をする、またそれぞれを廃止することになりますと、高森小学校が現在所有しております学校林の取り扱いについては、どうなるのか、そのあたりをご質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今、ご質問がありました学校林の件でございますが、今現在、色見校区、それから上色見校区につきましては、学校統合後について、学校林を管理することは非常に難しいんじゃないかという意見を賜っております。

そういうことで、先だって管財課におきまして、一応立木調査等も実施しております。これにつきましては、現在、数字を出しておりますけれども、今後、今ご質問がありました高森小学校校区につきましても、今後、それが学校統合としての位置付けの学校林になるのか、これについても、当然、準備委員会の方にもまたお話を申し上げまして、色見、上色見だけは一般財産にしたと、高森だけどうするかという問題だけはまだ残っております。ご承知のとおり、そういうことで、9月の議会までには私達、何とかその辺を整理しながら、先だってから出ております跡地の問題のための活性化の助成金の問題、これ等まだ残っておりますので、今日、学校名が決まりましたら、早速その辺を処理していきたいというふうに、今現在思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） なぜこのような質問をしたかと申しますと、やっぱり上色見、下色見校区が持っておりました学校林については、当然、高森中央小学校という形で高森の方に入ってこられますから、今までどおりに管理するのが難しいと、学校として管理するのが難しいからというような理由であったというふうに思いますが、これは、現在の高森小学校についても同様でございますが、高森小学校が今

まで管理してきた山が今後は上色見校区、下色見校区の皆様方にも権利が発生するという事に私はなってくると思います。もし、そのままであるならば。

そうしますと、やっぱり先輩の皆様方が高森小学校のためにということで一生懸命管理してきた山を現在の高森校区のために使われないと、使う時には、上色見校区、下色見校区も含めたところの高森中央小学校校区全体として使うということになってきますと、目的が若干変わってくる恐れがございます。その点について、建設委員会ですか、学校統合の委員会が開かれているようでございますが、その委員会の中での話し合いの状況というものはいかがであったかというのを教育長の方にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） その件については、学校統合検討委員会ではまだ出ておりません。今後、出して行かなくてはならないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 出ていないということでございますから、今後出していただきたいと思います。学校林の取り扱いについて、検討委員会でも出ていないことが、総務課の方で一般財産に取り入れするというふうな形で話が先に進んでおるようでございますが、その点の順序というものはどうなっているのか。要するに、検討委員会から出た形での総務課の学校林の評価であったのか、それとも、直接、どちらから出てきたものなのかということも再度、総務課長さんの方にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 私達の方に出てきましたのは、上色見校区と色見校区が出てきております。そういうことで、2箇所を調査したということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 1議案の質問回数をオーバーいたしますけれども、御了承いただきたいと思います。

ですから、校区から出てくる、それと、学校統合検討委員会に入っているメンバーとだいたい私は一緒じゃないかと思うわけでございます。当然、校区から出る意見というものは、学校統合の検討委員会の中でも出てくるものだというふうに私は解釈をいたしておりました。やっぱりそこあたりを一致していただかないと、検討

委員会でも話し合いが出ていないことが、片や総務課の方には学校林の取り扱いでございますから、当然、町有地を使った立木であると思いますが、教育の中での学校の施設の延長で持っておる学校林でございますから、検討委員会が知らないで、総務課の方に勝手に上がるというようなことは、いかがかというふうに思っておりますけれども、この解釈はどうとらえればよろしいのか、これはおそらく町長も木を植えられた一人であると思いますが、この解釈はどうとったらよろしいでしょうか。町長。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まだ私の方には意見が出てはおりませんが、私といたしましては、PTAが、そして設置者、これによって処分ができるという条例を私は今までさせていただいてきております。例を挙げますと、高森中学校林において、学校とPTA、ただお話を申し上げて伐採したということによって、設置者である町長の許可なしに切ったということでございます。そういう点からいたしましても、まだ論議の余地を持っておると考えておるところでございます。上色見、色見小学校についての普通財産ということでございます。その普通財産について、まだまだ論議をいたしていただきたいと。早く言えば、この準備委員会の、いわゆる検討委員会を通じていないじゃないかということでございます。その見解は、やはり検討委員会も私は通すべきだと、そういうふうに認識しております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 質問ではございません。意見を言わせていただきます。

なるべくいろいろな問題を生じながら進んできた学校統合でございますから、最後までやっぱり透明性を存続させながら、意見がどこから出たのかわからないような形で、先人がつくった財産というものがなくなるようなことはしてもらいたくないと思っております。

教育長が、PTA、学校、いろいろ校区民という形で言われておりますが、総務課の方に話がきておるのも校区民からということになりますと、検討委員会の中の方達との関係も十分あったというふうに私はとらえます。

ですから、今後、さまざまな学校林問題、それに野中議員が言われました学校の跡地施設の問題等もあると思いますが、その地域の方達が知らなかったというようなことはしていただきたくないし、何事も対等合併、対等統合ということでございますから、高森小学校校区の皆様方からも不平不満が出ないような形の話し合いを

私は進めていっていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

ただいま、10番議員さんの方から学校林に関して質疑が出ましたけども、それに関連いたしまして、1点だけ。

学校林に関しましては、昭和30年の大合併の際に、きちんとしたうたわれ片でありまして、校区民の任せるといようなことがうたってございます。したがって、今回、下色見、上色見の方から学校林についてのお願いが上がって経緯につきましては、やはり色見も区長会を通じて会議をもってからお願いをした経緯がございますし、上色見の方もそういう経緯がございました。したがって、学校と地域が協議した結果、そういう形で学校林の処分をしようじゃないかという案が上がって、お願いをした経緯がございます。その点を再度、総務課長の方から確認をしていただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 先ほど申し上げましたように、一応そういうことで、校区の方からお話があって、私達はその調査をしたということで、その結果についてのまだあれはやっておりません。今後、学校、先ほど申し上げましたように、学校の方、条例が通りましたあとに、またキチッとした形でやっていきたいと。

今、副議長さんの方からお話がありました高森校区、これについても、まだ私達の方には正式には入ってきておりませんが、今後出てくれば、また調査もしながら、校区の方々とお話し合いをしながら、一応皆さん方の納得いく状況で処理をしていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） お断りを申し上げたいと存じます。佐伯議員の方で検討委員会という質疑があったかと思っておりますけれども、準備委員会ということで、私、答弁の中で、その後、学校統合準備委員会と、準備委員会に訂正をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 今、学校林の件が出ておりますが、一応、総務課の方に処分の

形でお願いがしてあるということでございます。あくまでも、学校林でございます。そういう形で、一方的に、校区民と学校側の話し合いの中で処分の形で上げてきたという説明でございますが、それについてはいかななものかと思うわけでございます。その点について、総務課長、そういうことで調査をしたということであるならば、処分を前提に調査をしたという形に受け取らざるを得ないと思いますが、その点について、説明方、お願いしたいと思いますが。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 現在、ご存じのとおり、学校林は、私達が直接管理しておりません。それぞれPTAの方で、学校でされておりますので、私達の方ではその山が現在、何年生で立木がどれだけ立っているのか、それからどういう形態になっているのかということ調査したことで、その数字を出しているということです。現在、どれだけの立木が立っているか、これはご存じのとおり、私達が一般財産の方であれば、毎年皆さん方の方に決算書の中にお示しをしておりますけれども、学校林については、その分、入っておりませんので、そういうことで、立木調査をさせていただいたということです。その処分をそれですということに決定したわけではまたございません。調査をやりましたということです。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） わかりました。一応、誤解のないように聞いておかないと、いろいろ諸問題が出てきますと困りますので、わかりました。以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例は、原

案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第46号、工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

高森中学校校舎第2期改築本体工事の業者指名候補推薦審査会を7月23日に開催し、高森町工事請負業者選定事務処理要領の規程に基づく熊本県内の建築業者12社を指名し、8月1日、指名競争入札の結果、金3億8,745万円で、熊本市大江1丁目2番23号、西釜建設株式会社、代表取締役 西釜茂文氏が落札したものであります。

なお、工事等の内容につきましては、教育委員会からご説明申し上げます。

どうか、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細についての説明を求めます。教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 今回の高森中学校校舎第2期改築工事について概要を説明申し上げます。

13年度に引き続きまして、今回、14年度分の工事入札を実施したわけですが、今回の工事につきましては、1期工事に続きまして、裏の2期工事、つまり、特別教室等を主に建築するものでございます。特別教室は西から技術室、次に家庭科室、これは被服室と料理室に分かれております。それから、理科室、美術室、音楽室、それからコンピュータ室、メディアギャラリー多目的ホールとなっております。それから、若干の外構工事、1期工事に外構工事が入っておりませんでしたので、外構工事も実施し、排水等の便を図りたいと思います。それから、現在残っております1階建ての旧校舎でございますが、この解体も含んでおります。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第47号、工事請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

公営住宅下町A団地第2期建替工事の業者指名候補推薦審査会を7月23日に開催し、高森町工事請負業者選定事務処理要領の規程に基づく熊本県内の建築業者11社を指名し、8月1日、指名競争入札の結果、金1億2,621万円で、熊本市坪井6丁目17番15号、株式会社木村建設、代表取締役 木村賢治氏が落札したものであります。

なお、工事等の内容につきましては、建設課よりご説明申し上げます。

どうか、慎重審議をいただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細についての説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 今回、建設いたします住宅につきましては、一般公営住宅3棟6戸、1戸当たりの床面積が81.22平米、それが特定公営住宅1棟2戸、1戸当たりの床面積が89.34平米、以上4棟8世帯を建設いたします。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これは、契約の内容は申し分ないと思いますが、工期はだいたいいつまででございましょう。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 工期につきましては、14年8月から15年の2月28日を予定いたしております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ご丁寧ずっと1番から5番まで、契約の目的から契約の相手方、これは、議案第46号もいっしょでございます。47号も、またそれから先も出てくるやつ全部いっしょだと思うんですけども、たしか、今までの議案を提出していただく時には、契約の日から何月何日までというのがたしか書いてあったような気がいたしますけれども、いかがでございましょう。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 一応、今、ご指摘がありましたように、工期については、私達、いろいろ準則等で調べまして、今、ご指摘がありましたように、入れたり入れなかったりしているということでございますので、一応、基本的には、入れても入れなくてもいいということで、事業課ともいろいろとお話をいたしました。その結果、一応内容としましては、今後はこういう形をとっていくと、工期については、そういうことで、詳細の説明の中で各課が入れていくということでお願いをしているということで、今後、こういう形をとっていくということで、統一させてもらったということでございます。一応準則では、入れてもいい、入れなくてもいいということでなっておりますので、整理を今後はこうした形をとっていくというふうに思ってやりました。よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 学校も町営住宅もこれは町民が待ち望んで施設でございます。だいたい2月28日までに町営住宅ができると、4月ぐらいからは新しい住宅に入れるなど希望者の方もいらっしゃるし、学校にしてもしかり、子供達が工期がわかると、だいたいその時に完成するから、来年度は新しい特別教室で勉強ができるなどか思うわけですね。道路については、確かに開通してしまわないと利用できませんから、工期については私は載せても載せなくても別に問題はないと思いますが、こういうふうにはできあがったらすぐ供用を開始する品物については、工期を明記していただいた方が町民の皆様方も喜ばれるんじゃないかなと思います。

が、いかがでございましょう。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 一応、今後、今、ご指摘がありましたように、住民の生活関係に直接結びつくものについては、そういうふうにやっていきたいというふうに思います。今後、事務の中で処理をさせていきたいとしたいと思います。よろしくお願います。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第7 議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第48号、工事請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

町道社倉～蔵地線4工区道路改良舗装工事の指名候補推薦審査会を7月23日に開催いたしまして、高森町工事請負業者選定事務処理要領の規程に基づく県内の業者4社、並びに管内の業者2社の計6社を指名いたしまして、8月1日に指名競争入札の結果、金1億3,104万円で、阿蘇郡高森町大字高森1589番地の16、株式会社草村企業、代表取締役 本田照代氏が落札したものであります。

なお、本工事の内容等につきましては、建設課よりご説明申し上げます。

どうか、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細についての説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 改良いたします分につきましては、車道幅員5.5メートル、路肩75センチ、両方ですね、全幅7メートルの道路で施工いたします。主な工事内容としましては、土工捨土が2万4,292立米、舗装工、表層工が4,385、法面、張芝工が9,399、あと排水溝としてU字溝、及びコンクリートブロック積みが少しございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第8 議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第49号、工事請負契約の締結について、提案説明申し上げます。

町道社倉～蔵地線4のB工区道路改良舗装工事の指名候補推薦審査会を7月23日に開催いたしまして、高森町工事請負業者選定事務処理要領の規程に基づく県内

の業者4社、及び管内の業者2社の計6社を指名いたしまして、8月1日に指名競争入札の結果、金6,520万5,000円で、阿蘇郡高森町大字高森655番地の1、株式会社藤本組、代表取締役 森山哲治氏が落札したものであります。

また、この工事につきましては、先ほどの議案第48号と49関連でございますが、一応これで全線できるというように聞いております。

なお、本工事の内容等につきましては、建設課から詳細についてご説明申し上げます。

どうか、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細についての説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 本工事につきましても、全幅7メートルで改良いたします。主な工事内容としましては、土工捨土が1万672立米、舗装、表層工2,263、法面工、張芝6,948、あと排水溝のU字溝布設です。

今、総務課長の方からご説明がありましたように、本路線につきましては、改良工事が本年度で終了いたしました。残りますのが、改良のみを行っております区間が舗装が残っておりますので、来年度その舗装と国道325号線の取付の改良ですね、を行えば全線改良舗装が終わります。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

供用開始はいつ頃になる予定でございますでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） これにつきましては、一応15年度の工事が完了した時点でまた協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 中が全部できあがりまして、あと、325号線の取付と舗装だけということになりますと、非常に地域住民の皆様方は待ち望む声が高まってくるかなと思います。ですから、今のよう、15年度中と言われて、15年、または14年度中にできあがりまして、15年の8月ぐらいに工事発注して、また16年の1月1日ぐらいからの供用開始ですよなんて言われても、私は地域の住民の皆

さん方は納得しないような気がいたしますが、そのあたり、やっぱり中ができたらできたなりに、早急に開通させるべきではないかと思っておりますが、町長、いかがでございます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 325号線、あるいは現在できておるところの据え付け道路、それともう少し325号線に沿っての出っ張りといいますか、そこを私は一日も早く改良し、そして、安全で快適な入り込みもできるようにしたいと考えております。その点につきましても、15年度には何としてでも供用開始というものにこぎ着けていけるというようなことを申しておるところでございます。その進捗について、鋭意また皆さんとともにお話をしたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 何分、待ちに待った道路でございますから、いろいろと予算の都合上もございましょうけれども、やはり中身ができれば、早く通せるように、今後とも建設課の方をお願いをいたしたいと思っておりますし、関連住民の皆様方の声を的確にとらえていただいて、15年度中ということになりますと、365日もございますから、前期、中期、下期とございますので、できれば、できあがりませば、15年の前期中には開通ができるように、私は努力をしていただきたいということを望んでおきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併については町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、企業誘致特別委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成14年第4回高森町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第4回臨時会

平成14年8月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676) 2-1111